

## 静岡県告示第278号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

### 1 保安林の所在場所

藤枝市滝沢字菩提山市ノ沢3252の2の2の1の5の3、3252の2の2の1の5の7、3252の2の2の1の5の10、3252の2の2の1の5の67、3252の27

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、志太榛原農林事務所並びに藤枝市役所に備え置いて縦覧に供する。）